

厚生労働省  
広島労働局発表

担当

職業安定部職業対策課  
地方労働市場情報官 山根 富則  
課長補佐 山崎 純治  
地方障害者雇用担当官 迫田 誠治  
電話(082)502-7832

## 民間企業の障害者実雇用率、法定雇用率を上回る 1.83%

(平成22年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等に、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告することを求めている。

広島労働局では、今般、広島県内に本社のある民間企業の事業主等及び地方公共団体等から提出された平成22年6月1日現在の障害者雇用状況の報告を集計し、その結果を取りまとめた。

### －結果の概要－

#### 【民間企業(56人以上規模の企業)】

- 雇用されている障害者の数(注1)は、前年に比べて2.42%(165.5人)増加し、7年連続で前年を上回った。
- 実雇用率は、前年に比べて0.06%ポイント上昇し1.83%となり、法定雇用率である1.8%を越えるとともに、6年連続で前年を上回り、過去最高値となった。  
※ 全国の平均実雇用率は1.68%(前年比+0.05%ポイント)。
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べて1.9%ポイント上昇し51.0%となり、5年連続で前年を上回った。  
※ 全国の法定雇用率達成企業割合は47.0%(前年比+1.5%ポイント)。

#### 【公的機関】

- 2.1%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数(注1)は前年に比べて0.33%増加し749.5人となり、実雇用率も前年に比べ0.22%ポイント上昇し2.50%となった。  
(法定雇用率達成機関は32機関/36機関で、達成割合は88.9%)
- 2.0%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数(注1)は前年に比べて2.67%減少し182人となり、実雇用率も前年に比べ0.04%ポイント低下し1.73%となった。  
(法定雇用率達成機関は1機関/2機関で、達成割合は50.0%)

## 1 民間企業における状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は6,995.5人で、前年より2.42%（165.5人）増加した。

このうち、身体障害者は4,995人（前年比+0.06%）、知的障害者は1,681人（前年比+7.41%）、精神障害者は319.5人（前年比+17.03%）であった。

また、実雇用率は1.83%（前年は1.77%）、法定雇用率達成企業の割合は51.0%（前年は49.1%）で、それぞれ上昇している。

なお、法定雇用率未達成企業826社のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は518社で、未達成企業全体の62.7%を占めている。

（別紙1、別紙2、別紙3参照）

### ○ 企業規模別状況

企業規模別にみると、500人～999人規模企業においては、雇用障害者数1,103人（前年比+14.12%）、実雇用率1.89%（前年比+0.17%）と上昇した。

一方、300人～499人規模企業においては、雇用障害者数842人（前年比▲13.99%）、実雇用率1.82%（前年比▲0.11%）と低下した。

また、中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、56人～99人規模企業の雇用率が最も低い雇用率となっている（1.34%→1.40%）。

なお、雇用率達成企業割合は、100人～299人規模企業50.7%（前年比▲0.9%）を除く全ての企業規模で上昇した。

（別紙1参照）

### ○ 産業別状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、卸売・小売業（1,290.5人（前年比+9.50%））、医療・福祉（877人（前年比+9.49%））及び複合サービス業（132人（前年比+60.98%））で大きく伸びている。

また、実雇用率は、製造業（2.07%）、医療・福祉（2.25%）及び生活関連サービス業・娯楽業（3.86%）では大きく法定雇用率を上回っているのに対し、飲食店、宿泊業（1.03%）、教育、学習支援業（1.36%）及び学術研究、専門技術サービス業（1.23%）において、低調な雇用率となった。

（別紙1参照）

広島労働局は、公共職業安定所との連携を密にして、雇用率未達成企業に対する、以下の事項を主な内容とした雇用率達成指導を強化している。

- ・ 1,000人以上規模企業を中心とした特例子会社制度（注2）の周知
- ・ 改正障害者法（注3）により新たに障害者雇用納付金制度の対象となった200人超～300人規模の企業、除外率引下げの影響を受けて雇用義務数が増加した企業への指導
- ・ 0人雇用企業に対する指導

## 2 地方公共団体における状況

- 2.1%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数は749.5人で、前年より0.33%（2.5人）増加し、実雇用率は、2.50%で前年から0.22%ポイント上昇した（前年は2.28%）。

また、雇用率達成機関割合においても、前年から 5.1%ポイント上昇し、88.9%となった（前年は 83.8%）。

【未達成機関】 4 機関（平成 22 年 6 月 1 日現在）

府中市立府中北市民病院、庄原市立西城市民病院、安芸太田町病院事業、世羅中央病院企業団

- 2.0%の法定雇用率が適用される県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会に在職している障害者の数は 182 人で、前年より 2.67%（5 人）減少し、実雇用率は、1.73%で前年から 0.04%ポイント低下した（前年は 1.77%）。

【未達成機関】 1 機関（平成 22 年 6 月 1 日現在）

広島県教育委員会

（別紙 1、別紙 4、別紙 5 参照）

- 広島県教育委員会については、平成 21 年 1 月 1 日から 3 年間の障害者採用計画を作成して障害者雇用に取り組んでいるが、計画の実施率が低い（50%未満である）こと、平成 22 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況が、前年に比べ雇用障害者数で 3.89%（7 人）減少し、また、雇用率も 0.06%ポイント低下し 1.73%となっていることから、障害者採用計画の適正実施を勧告したところである。今後とも以下の事項を中心に継続的に指導を行う。

- ・ 特別枠による教員採用試験の継続
- ・ 知的障害者の積極的な雇用（チャレンジ雇用）

### 3 独立行政法人における状況

- 独立行政法人（法定雇用率 2.1%）では、3 法人全てにおいて、実雇用率が法定雇用率を上回っている。  
（別紙 5 参照）

（注 1） 雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、法律上 1 人を 2 人に相当するものとしてカウントし、精神障害者である短時間労働者については、法律上 1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントしている。

（注 2） 特例子会社制度は、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を通算できる制度。特例子会社を持つ親会社は、関係会社も含め、企業グループによる実雇用率の算定が可能。

（注 3） 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 96 号）が成立し、平成 21 年 4 月 1 日から段階的に施行されている。

【改正のポイント】

- ① 障害者雇用納付金制度の対象事業主が段階的に拡大  
常用労働者 301 人以上→200 人超（平成 22 年 7 月～）→100 人超（平成 27 年 4 月～）
- ② 障害者雇用率制度の対象労働者に短時間労働者を算入  
30 時間以上の常用労働者→20 時間以上の常用労働者（平成 22 年 7 月～）
- ③ 障害者雇用率の算定特例の創設（企業グループ算定特例・事業協同組合等算定特例）

## 障害者の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成22年6月1日現在)

## 1 民間企業における障害者の雇用状況

	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	雇 用 状 況 障 害 者 の 数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 企業	雇用率達成 企業割合 %	
			A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 短時間 の精神障害 者数 人	D 合 計 A×2+B +C×0.5 人				
企 業 計	1,685 (1,705)	382,739 (385,811)	1,642 (1,617)	3,674 (3,562)	75 (68)	6,995.5 (6830.0)	1.83 (1.77)	859 (837)	51.0 (49.1)	
規 模 別	56人～99人	687 (680)	50,228 (49,912)	137 (141)	425 (381)	6 (15)	702.0 (670.5)	1.40 (1.34)	353 (328)	51.4 (48.2)
	100人～299人	720 (742)	106,611 (108,705)	489 (468)	933 (926)	30 (24)	1,926.0 (1874.0)	1.81 (1.72)	365 (383)	50.7 (51.6)
	300人～499人	140 (149)	46,295 (50,629)	166 (200)	507 (576)	6 (6)	842.0 (979.0)	1.82 (1.93)	69 (63)	49.3 (42.3)
	500人～999人	92 (88)	58,215 (56,073)	263 (233)	571 (499)	12 (3)	1,103.0 (966.5)	1.89 (1.72)	39 (35)	42.4 (39.8)
	1,000人以上	46 (46)	121,390 (120,492)	587 (575)	1,238 (1,180)	21 (20)	2,422.5 (2340.0)	2.00 (1.94)	33 (28)	71.7 (60.9)
産 業 別	建設業	46 (52)	9,341 (10,045)	41 (45)	80 (82)	0 (0)	162.0 (172.0)	1.73 (1.71)	25 (27)	54.3 (51.9)
	製造業	496 (490)	122,161 (122,629)	724 (712)	1,079 (1,062)	7 (12)	2,530.5 (2492.0)	2.07 (2.03)	289 (284)	58.3 (58.0)
	情報通信業	44 (44)	9,304 (13,887)	55 (75)	55 (96)	0 (0)	165.0 (246.0)	1.77 (1.77)	13 (15)	29.5 (34.1)
	運輸業	116 (121)	25,768 (26,376)	71 (64)	291 (300)	14 (13)	440.0 (434.5)	1.71 (1.65)	63 (60)	54.3 (49.6)
	卸売・小売業	290 (304)	86,632 (84,693)	247 (234)	786 (703)	21 (15)	1,290.5 (1178.5)	1.49 (1.39)	110 (111)	37.9 (36.5)
	金融・保険業、 不動産業	56 (56)	18,942 (18,919)	66 (66)	152 (143)	1 (2)	284.5 (276.0)	1.50 (1.46)	27 (24)	48.2 (42.9)
	飲食店、宿泊業	38 (40)	4,886 (5,224)	11 (14)	26 (22)	5 (0)	50.5 (50.0)	1.03 (0.96)	17 (14)	44.7 (35.0)
	医療、福祉	290 (268)	39,051 (36,035)	174 (159)	520 (473)	18 (20)	877.0 (801.0)	2.25 (2.22)	166 (149)	57.2 (55.6)
	教育、学習支援業	40 (41)	5,323 (5,465)	15 (14)	42 (42)	1 (0)	72.5 (70.0)	1.36 (1.28)	18 (21)	45.0 (51.2)
	複合サービス事業	16 (13)	7,290 (5,592)	29 (17)	73 (48)	2 (0)	132.0 (82.0)	1.81 (1.47)	11 (7)	68.8 (53.8)
	サービス業	150 (161)	25,783 (27,043)	74 (75)	249 (253)	4 (2)	399.0 (404.0)	1.55 (1.49)	77 (76)	51.3 (47.2)
	学術研究、専門 技術サービス業	46 (57)	10,108 (10,797)	30 (31)	64 (67)	1 (0)	124.5 (129.0)	1.23 (1.19)	17 (19)	37.0 (33.3)
	生活関連サービス業 娯楽業	44 (44)	6,306 (7,309)	51 (61)	141 (156)	1 (4)	243.5 (280.0)	3.86 (3.83)	19 (23)	43.2 (52.3)
	その他	13 (14)	11,844 (11,797)	54 (50)	116 (115)	0 (0)	224.0 (215.0)	1.89 (1.82)	7 (7)	53.8 (50.0)

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。  
2 障害者の数のA欄「重度障害者数」には、精神障害者の数及び短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれてない。精神障害者の数及び短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。  
3 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の短時間の精神障害者は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。  
4 ( )内は前年の数値である。

## 2 地方公共団体等における障害者の雇用状況

区 分	機関数 機関	職員数 (除外職員等を除く) 人	障 害 者 の 数				実雇用率 %	雇用率達 成機関数 機関	雇用率達成 機関割合 %
			A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 短時間 の精神障害 者数 人	D 合 計 A×2+B +C×0.5 人			
2.1%が適用される機関	36 (37)	30,036 (32,830)	195 (192)	359 (363)	1 (0)	749.5 (747.0)	2.50 (2.28)	32 (31)	88.9 (83.8)
2.0%が適用される機関	2 (2)	10,490 (10,552)	39 (42)	104 (103)	0 (0)	182.0 (187.0)	1.73 (1.77)	1 (0)	50.0 (0.0)

- (注) 1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。  
それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。  
2 ( )内は、前年の数値である。

## 障 害 種 別 の 雇 用 状 況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成22年6月1日現在)

## 民間企業における障害種別雇用状況

区 分	障害者の数 人	身体障害者の数			知的障害者の数			精神障害者の数			
		A 重度障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	D 合計 A×2+B 人	A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	D 合計 A×2+B 人	B 常用の 精神障害者 数 人	C 短時間 の精神障害 者数 人	D 合計 B+C×0.5 人	
企 業 計	6,995.5 (6830.0)	1,310 (1,302)	2,375 (2,388)	4,995 (4,992)	332 (315)	1,017 (935)	1,681 (1,565)	282 (239)	75 (68)	319.5 (273.0)	
規 模 別	56人～99人	702.0 (670.5)	114 (108)	317 (291)	545 (507)	23 (33)	85 (75)	131 (141)	23 (15)	6 (15)	26.0 (22.5)
	100人～299人	1,926.0 (1874.0)	294 (291)	633 (645)	1,221 (1,227)	195 (177)	236 (216)	626 (570)	64 (65)	30 (24)	79.0 (77.0)
	300人～499人	842.0 (979.0)	147 (163)	321 (340)	615 (666)	19 (37)	139 (190)	177 (264)	47 (46)	6 (6)	50.0 (49.0)
	500人～999人	1,103.0 (966.5)	239 (226)	372 (369)	850 (821)	24 (7)	152 (102)	200 (116)	47 (28)	12 (3)	53.0 (29.5)
	1,000人以上	2,422.5 (2340.0)	516 (514)	732 (743)	1,764 (1,771)	71 (61)	405 (352)	547 (474)	101 (85)	21 (20)	111.5 (95.0)
産 業 別	建設業	162.0 (172.0)	41 (45)	72 (74)	154 (164)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	8 (7)	0 (0)	8.0 (7.0)
	製造業	2,530.5 (2492.0)	507 (511)	720 (736)	1,734 (1,758)	217 (201)	270 (257)	704 (659)	89 (69)	7 (12)	92.5 (75.0)
	情報通信業	165.0 (246.0)	55 (75)	46 (88)	156 (238)	0 (0)	1 (2)	1 (2)	8 (6)	0 (0)	8.0 (6.0)
	運輸業	440.0 (434.5)	65 (58)	205 (209)	335 (325)	6 (6)	69 (72)	81 (84)	17 (19)	14 (13)	24.0 (25.5)
	卸売・小売業	1,290.5 (1178.5)	214 (206)	388 (364)	816 (776)	33 (28)	344 (292)	410 (348)	54 (47)	21 (15)	64.5 (54.5)
	金融・保険業、 不動産業	284.5 (276.0)	64 (66)	131 (124)	259 (256)	2 (0)	11 (11)	15 (11)	10 (8)	1 (2)	10.5 (9.0)
	飲食店、宿泊業	50.5 (50.0)	11 (14)	21 (15)	43 (43)	0 (0)	4 (4)	4 (4)	1 (3)	5 (0)	3.5 (3.0)
	医療、福祉	877.0 (801.0)	147 (128)	293 (278)	587 (534)	27 (31)	166 (148)	220 (210)	61 (47)	18 (20)	70.0 (57.0)
	教育、学習支援業	72.5 (70.0)	15 (14)	39 (40)	69 (68)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	1.5 (0.0)
	複合サービス事業	132.0 (82.0)	26 (17)	55 (44)	107 (78)	3 (0)	14 (2)	20 (2)	4 (2)	2 (0)	5.0 (2.0)
	サービス業	399.0 (404.0)	68 (66)	198 (204)	334 (336)	6 (9)	39 (35)	51 (53)	12 (14)	4 (2)	14.0 (15.0)
	学術研究、専門 技術サービス業	124.5 (129.0)	30 (31)	57 (61)	117 (123)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	6 (5)	1 (0)	6.5 (5.0)
	生活関連サービス業 娯楽業	243.5 (280.0)	14 (22)	38 (40)	66 (84)	37 (39)	96 (108)	170 (186)	7 (8)	1 (4)	7.5 (10.0)
その他	224.0 (215.0)	53 (49)	112 (111)	218 (209)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	

(注) 1 身体障害者の数及び知的障害者の数のA欄「重度障害者数」には短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。

2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の短時間の精神障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして合計においてカウントを行っている。

3 ( )内は前年の数値である。

## 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成22年6月1日現在)

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数						障害者の 数が0人で ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 7人以下	7.5人以上		
企業計	826 (100.0)	561 (67.9)	160 (19.4)	55 (6.7)	32 (3.9)	18 (2.2)	0 (0.0)	518 (62.7)	
規模別	56－99人	334 (100.0)	334 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	333 (99.7)
	100－299人	355 (100.0)	195 (54.9)	125 (35.2)	27 (7.6)	8 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	183 (51.5)
	300－499人	71 (100.0)	18 (25.4)	20 (28.2)	15 (21.1)	12 (16.9)	6 (8.5)	0 (0.0)	2 (2.8)
	500－999人	53 (100.0)	12 (22.6)	13 (24.5)	11 (20.8)	9 (17.0)	8 (15.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
	1,000人 以上	13 (100.0)	2 (15.4)	2 (15.4)	2 (15.4)	3 (23.1)	4 (30.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
産業別	建設業	21 (100.0)	17 (81.0)	3 (14.3)	1 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (81.0)
	製造業	207 (100.0)	133 (64.3)	44 (21.3)	20 (9.7)	6 (2.9)	4 (1.9)	0 (0.0)	115 (55.6)
	情報通信業	31 (100.0)	20 (64.5)	8 (25.8)	2 (6.5)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (61.3)
	運輸業	53 (100.0)	36 (67.9)	10 (18.9)	4 (7.5)	3 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	42 (79.2)
	卸売・小売業	180 (100.0)	109 (60.6)	37 (20.6)	12 (6.7)	16 (8.9)	6 (3.3)	0 (0.0)	113 (62.8)
	金融・保険業、 不動産業	29 (100.0)	15 (51.7)	8 (27.6)	2 (6.9)	2 (6.9)	2 (6.9)	0 (0.0)	15 (51.7)
	飲食店、宿泊業	21 (100.0)	14 (66.7)	5 (23.8)	2 (9.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (76.2)
	医療・福祉	124 (100.0)	103 (83.1)	16 (12.9)	3 (2.4)	0 (0.0)	2 (1.6)	0 (0.0)	78 (62.9)
	教育、学習支援 業	22 (100.0)	15 (68.2)	5 (22.7)	1 (4.5)	0 (0.0)	1 (4.5)	0 (0.0)	15 (68.2)
	複合サービス業	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
	サービス業	73 (100.0)	52 (71.2)	13 (17.8)	5 (6.8)	2 (2.7)	1 (1.4)	0 (0.0)	50 (68.5)
	学術研究、専門 技術サービス業	29 (100.0)	21 (72.4)	3 (10.3)	2 (6.9)	1 (3.4)	2 (6.9)	0 (0.0)	15 (51.7)
	生活関連サービ ス業、娯楽業	25 (100.0)	17 (68.0)	6 (24.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (68.0)
	その他	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)

(注)1 上段は企業数、下段は当該企業規模、産業別階級内における構成比。

2 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 障害者の雇用状況（全国平均との比較）

厚生労働省広島労働局職業安定部  
（平成22年6月1日現在）

## 1 民間企業における雇用状況

		実雇用率(%)		達成企業の割合(%)	
		広島県	全国	広島県	全国
企業計		1.83 (1.77)	1.68 (1.63)	51.0 (49.1)	47.0 (45.5)
規模別	56人～99人	1.40 (1.34)	1.42 (1.40)	51.4 (48.2)	44.5 (44.7)
	100人～299人	1.81 (1.72)	1.42 (1.35)	50.7 (51.6)	48.2 (46.0)
	300人～499人	1.82 (1.93)	1.61 (1.59)	49.3 (42.3)	47.7 (45.6)
	500人～999人	1.89 (1.72)	1.70 (1.64)	42.4 (39.8)	47.2 (44.3)
	1,000人以上	2.00 (1.94)	1.90 (1.83)	71.7 (60.9)	55.6 (49.2)
産業別	建設業	1.73 (1.71)	1.56 (1.51)	54.3 (51.9)	47.8 (46.1)
	製造業	2.07 (2.03)	1.78 (1.76)	58.3 (58.0)	54.8 (54.9)
	情報通信業	1.77 (1.77)	1.35 (1.29)	29.5 (34.1)	24.1 (22.2)
	運輸業	1.71 (1.65)	1.88 (1.81)	54.3 (49.6)	54.0 (52.5)
	卸売・小売業	1.49 (1.39)	1.48 (1.41)	37.9 (36.5)	36.0 (34.3)
	金融・保険業、 不動産業	1.50 (1.46)	1.66 (1.58)	48.2 (42.9)	37.4 (34.4)
	飲食店、宿泊業	1.03 (0.96)	1.58 (1.55)	44.7 (35.0)	44.3 (42.3)
	医療、福祉	2.25 (2.22)	2.02 (1.95)	57.2 (55.6)	60.4 (58.1)
	教育、学習支援業	1.36 (1.28)	1.40 (1.38)	45.0 (51.2)	41.5 (39.2)
	複合サービス事業	1.81 (1.47)	1.82 (1.69)	68.8 (53.8)	48.4 (45.7)
	サービス業	1.55 (1.49)	1.63 (1.54)	51.3 (47.2)	43.6 (41.8)
	学術研究、専門 技術サービス業	1.23 (1.19)	1.39 (1.25)	37.0 (33.3)	31.7 (29.5)
	生活関連サービス業 娯楽業	3.86 (3.83)	1.90 (1.79)	43.2 (52.3)	38.0 (36.4)
	その他	1.89 (1.82)	1.91 (1.88)	53.8 (50.0)	52.6 (50.4)

(注) ( )内は、前年の数値である。

## 2 地方公共団体等における雇用状況

区分	実雇用率(%)	
	広島県	全国
雇用率2.1%が適用される機関	2.50 (2.28)	2.43 (2.39)
雇用率2.0%が適用される機関	1.73 (1.77)	1.78 (1.72)

(注)1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。  
それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。

2 ( )内は、前年の数値である。

## 地方公共団体等の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成22年6月1日現在)

## 1 県の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,961	149.0	2.50	0.0	
広島県(知事部局・議会事務局)	5,438	137.0	2.52	0.0	特例認定あり(注4)
広島県警察	523	12.0	2.29	0.0	

## 2 市町等の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	24,075	600.5	2.49	5.0	
広島市	9,765	265.0	2.71	0.0	特例認定あり(注4)
呉市	1,707	39.0	2.28	0.0	
竹原市	192	7.0	3.65	0.0	
三原市	688	17.5	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
尾道市	1,280	26.0	2.03	0.0	特例認定あり(注4)
福山市	3,480	82.0	2.36	0.0	特例認定あり(注4)
府中市	329	9.0	2.74	0.0	特例認定あり(注4)
三次市	689	14.0	2.03	0.0	特例認定あり(注4)
庄原市	470	9.0	1.91	0.0	
大竹市	208	4.0	1.92	0.0	
東広島市	1,115	25.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
廿日市市	761	21.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
安芸高田市	379	8.0	2.11	0.0	
江田島市	261	6.0	2.30	0.0	
府中町	367	10.0	2.72	0.0	特例認定あり(注4)
海田町	151	4.0	2.65	0.0	
熊野町	158	8.0	5.06	0.0	
坂町	79	1.0	1.27	0.0	
安芸太田町	125	4.0	3.20	0.0	
北広島町	248	5.0	2.02	0.0	
大崎上島町	130	3.0	2.31	0.0	
世羅町	176	5.0	2.84	0.0	
神石高原町	169	3.0	1.78	0.0	
庄原市教育委員会	68	3.0	4.41	0.0	
安芸高田市教育委員会	76	1.0	1.32	0.0	
呉市水道局	96	2.0	2.08	0.0	
呉市交通局	90	7.0	7.78	0.0	
呉市下水道部	94	1.0	1.06	0.0	
尾道市公立みつぎ総合病院	343	9.0	2.62	0.0	
府中市立湯が丘病院	65	2.0	3.08	0.0	
府中市立府中北市民病院	54	0.0	0.00	1.0	(注5)
庄原市立西城市民病院	78	0.0	0.00	1.0	(注6)
安芸太田町病院事業	102	0.0	0.00	2.0	
世羅中央病院企業団	82	0.0	0.00	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該(A)機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該(B)機関に勤務する職員を当該(A)機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 府中市立府中北市民病院においては、8月5日付けで特例認定を受けたため、府中市に合算されることとなった。
- 6 庄原市立西城市民病院においては、重度以外の身体障害者である短時間労働者2人を雇用しているため、7月の法改正により不足数0.0となっている。

### 3 県の機関の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
広島県教育委員会	10,010 (10,068)	173.0 (180.0)	1.73 (1.79)	27.0 (21.0)	

### 4 市町等の機関の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
呉市教育委員会	480 (484)	9.0 (7.0)	1.88 (1.45)	0.0 (2.0)	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ( )内は、前年の数値である。

## 独立行政法人の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成22年6月1日現在)

### 独立行政法人の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
広島大学	2,489 (2,462)	61.0 (38.0)	2.45 (1.54)	0.0 (13.0)	
県立広島大学	222 (218)	7.0 (7.0)	3.15 (3.21)	0.0 (0.0)	
広島市立大学	155 (-)	5.0 (-)	3.23 (-)	0.0 (-)	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 広島市立大学は、平成22年度から地方独立行政法人となった。
- 5 ( )内は、前年の数値である。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業及び国・地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりそれぞれ次に掲げる割合(障害者雇用率)以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされています。

- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| ○ 民間企業      |                                       |
| 一般の民間企業     | → 1.8% (対象労働者数 56 人以上規模の企業)           |
| 一定の特殊法人等    | → 2.1% (対象労働者数 48 人以上規模の独立行政法人及び特殊法人) |
| ○ 国・地方公共団体等 | → 2.1% (除外職員を除く職員数 48 人以上の機関)         |
| 都道府県等の教育委員会 | → 2.0% (除外職員を除く職員数 50 人以上の機関)         |

(注1) 重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされます(ダブルカウント)。

(注2) 短時間労働者である重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされることとなっています。

また、平成22年7月からは、短時間労働者(週20時間以上30時間未満)が常用労働者数及び実雇用障害者数に算入され、短時間労働者は1人を0.5人として算定することとなりました(0.5カウント)。

(注3) 実雇用率の算定に当たり、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である労働者及び短時間労働者も実雇用率の算定対象となります(短時間労働者は1人をもって0.5人分)。

## ◎ 実雇用率とは

算定基礎労働者数に占める障害者数の割合をいいます。

$$\text{雇用障害者数} \div \text{算定基礎労働者数} = \text{実雇用率}(\%)$$

## ◎ 法定雇用障害者数の算出方法

$$\text{算定基礎労働者数} (\text{企業全体の常用労働者の総数} - \text{除外率相当数}) \times \text{障害者雇用率}$$

《計算例》

企業全体の常用労働者の総数 1,000 人の企業

- 除外率の適用がない場合  
 $1,000 \text{ 人} \times 1.8\% = 18 \text{ 人}$  (法定雇用障害者数)
- 除外率40%の適用がある場合  
 $\{1,000 \text{ 人} - (1,000 \text{ 人} \times 40\%)\} \times 1.8\% = 10 \text{ 人}$  (法定雇用障害者数)  
 L 400 人 (除外率に相当する常用労働者数、小数点以下切捨)

※ 事業所が複数ある企業について(除外率の適用がある場合)

除外率は原則として事業所ごとに適用し、それぞれの事業所において除外すべき労働者数を算出します。

(注1) 企業全体の常用労働者の総数は、短時間労働者を除く。

(注2) ・常用労働者 「雇用期間の定めなく雇用されている労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者」又は「雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」

・短時間労働者 1週間の所定労働時間が当該事業所に雇用する常用労働者の1週間の所定労働時間に比べて短く、かつ20時間以上30時間未満である常用労働者

(注3) 法定雇用障害者数の算出において、1人未満の端数は切り捨てます。

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる労働者数を算定する際に、一定業種に属する事業を行う事業所の事業主について、常用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

※ 除外率については、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度ですが、平成14年の法改正により、段階的に廃止・縮小することが決定されており、2004（平成16）年4月に、除外率設定の各業種とも一律に10%引き下げられました。

また、平成22年7月から、除外率設定業種ごとにそれぞれ10%引き下げられました。

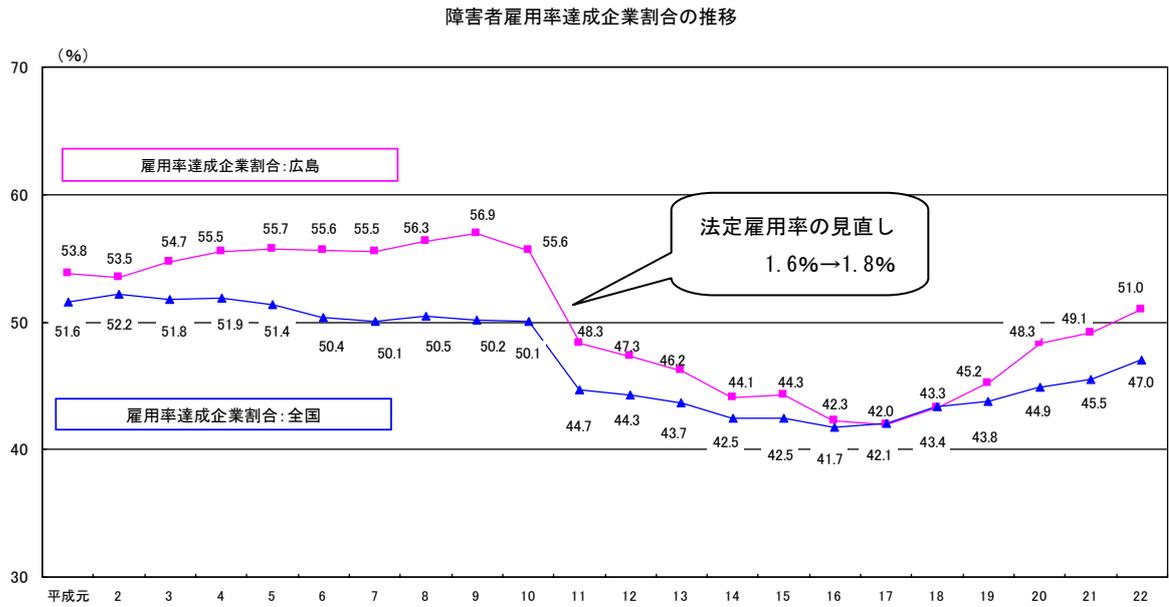
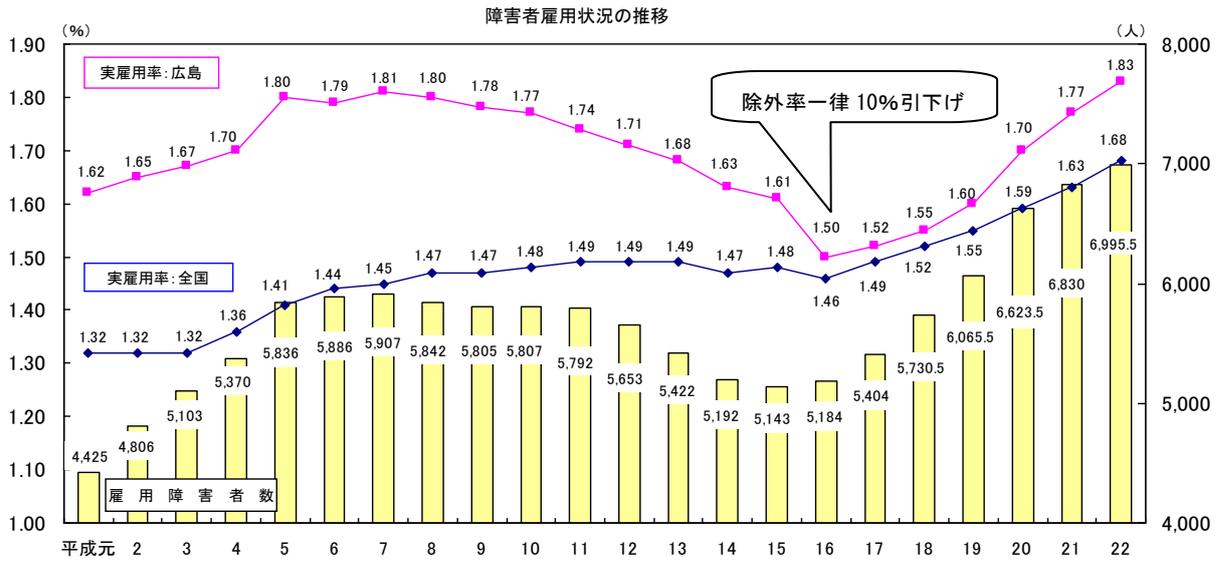
### ○ 国及び地方公共団体における除外職員制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命や公共の安全と秩序を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとなりました。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、激変緩和措置として当該職員が職員総数に占める割合を基に、除外率を設定することとしています（例えば、上記割合が20%以上25%未満の場合は、10%の除外率が設定されます。）。

ただし、平成22年7月からは10%引き下げられて、25%以上30%未満の場合に5%の除外率が設定され、25%未満の場合は除外率がなくなりました。

◎ 障害者雇用状況の推移



(注)

法定雇用率 (S63~H10) 1.6%、(H11~) 1.8%

除外率 (H16) 一律に10%引き下げ(例: 30%→20%、10%→0%)

障害者の範囲 (S63~H4) 身体障害者(重度身体はダブルカウント)、知的障害者

(H5~) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、  
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

(H18~) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、  
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)  
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である  
ある短時間労働者(精神障害者は0.5カウント)